



あれっ!?

うっかり納め忘れにご用心!!

年金から天引きじゃなかったの?

介護保険料は三豊市の基準額(年額44,400円)をもとに、所得段階によって決められますが、所得は前年の市民税の所得をもとにしているため、その年度の介護保険料は6月以降でなければ確定しません。

そこで、前年度に引き続き年金から天引き(特別徴収)している人は、4・6・8月は前年度の2月の納付額と同額を納め(仮徴収)、10・12・2月に当年度の介護保険料から仮徴収した金額を差し引いた金額を納めていただくことになっています(本徴収)。

しかし、特別徴収されていた人でも、次のような場合には普通徴収になります。天引きだと思っていて、うっかり滞納につながるケースもありますのでご注意ください。

① 4・6・8月の仮徴収で当年度保険料の徴収が終了したとき

前年度と比べて所得段階が下がった人は、前年度の2月と同じ金額を仮徴収で徴収するため、4・6・8月の仮徴収で1年分の保険料の徴収が終了してしまうことがあります。

その場合、10月以降の特別徴収は中止になりますので、翌年度は9月まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。

「特別徴収」と「普通徴収」

介護保険料の納め方は2とおり。「特別徴収」は年金から保険料が天引きされ、「普通徴収」は納付書、口座振替で保険料を納める方法です。



例) 仁尾町在住で、17年度5段階・18年度3段階・19年度3段階の人の場合

平成17年度(第5段階:年額73,800円 仁尾町)

平成18年度(第3段階:年額33,300円 三豊市)

4月	年金から12,300円が天引きされます
6月	年金から12,300円が天引きされます
8月	年金から8,700円が天引きされます
10月	年金からの天引きは0円です
12月	年金からの天引きは0円です
2月	年金からの天引きは0円です

平成18年度第3段階の保険料年額は33,300円なのでこの例の場合、8月に年額を完納し、その後の年金天引きは中止されます。

4・6・8月は前年度の2月と同じ保険料を仮徴収するので19年度の仮徴収額は0円になり、4・6・8月は年金天引きされません。

平成19年度(第3段階:年額33,300円 三豊市)

4月	年金からの天引きは0円です
6月	年金からの天引きは0円です
7月	自分で5,700円を納付してください(口座振替可)
8月	自分で5,500円を納付してください(口座振替可)
9月	自分で5,500円を納付してください(口座振替可)
10月	年金から5,500円が天引きされます
12月	年金から5,500円が天引きされます
2月	年金から5,500円が天引きされます

当年度の所得は6月以降に確定するので、介護保険料の確定は7月になります。納入通知書が7月初めに送付され、普通徴収が開始されます。

10月からは年金天引きが開始されます。

翌年度の4・6・8月の仮徴収額は5,500円です。

子どもの虐待に気づいたら

子どもの虐待とは

子どもを守るべき親や保護者が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。また、虐待を放置することや、子どもの前で配偶者に対する暴力(DV)を行うことも、虐待にあたります。虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。

身体的虐待	殴る、ける、やけどを負わせる、溺れさせる、異物を飲ませるなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、けがや病気をしても病院に連れて行かないなど
性的虐待	性的暴行、性関係の強要など
心理的虐待	ことばによる脅し、脅迫、無視、兄弟間の差別的扱いなど

しつけと虐待の違いは

しつけとは、子どもの成長に必要な生活習慣やマナー、社会のルールを教えることです。そのためには、子ども自身の存在を尊重した一貫性のある養育態度が必要です。

一方、虐待は親が自分自身のストレスや感情のはけ口として子どもを利用する行為といえます。しつけのつもりで行った行為でも、子どもの心身に著しい害を及ぼすものであれば、それはしつけではなく虐待です。

虐待に気づいたら

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに西部子ども相談センターまたは児童福祉課へ連絡・相談してください。連絡された方の秘密は守ります。たとえ虐待でなかったとしても通報者に迷惑のかかるようなことはありません。

虐待をする親自身も誰かに止めてもらいたいと思いがち、非難されることを恐れて助けを求められない場合が多いのです。虐待は親自身からの助けを求めるサインでもあります。

子どもの健やかな成長のために、地域全体で子育てを見守り、支援していきましょう。

連絡・相談

西部子ども相談センター 0877(24)3173
児童福祉課 62・1126 または 62・1180

② 年度途中で年金が停止・差し止めになったとき

年金担保の貸し付けの返済が開始されて年金の支払いがなくなった場合や、年金の定期支払額が支払調整、支給停止、差し止め（現況届けの提出遅れ）などにより、差し引かれる介護保険料額未滿となった場合は、特別徴収が中止され、普通徴収になります。

* さかのぼって年金が支給されることになっても、その年度は天引きの対象にはなりません。

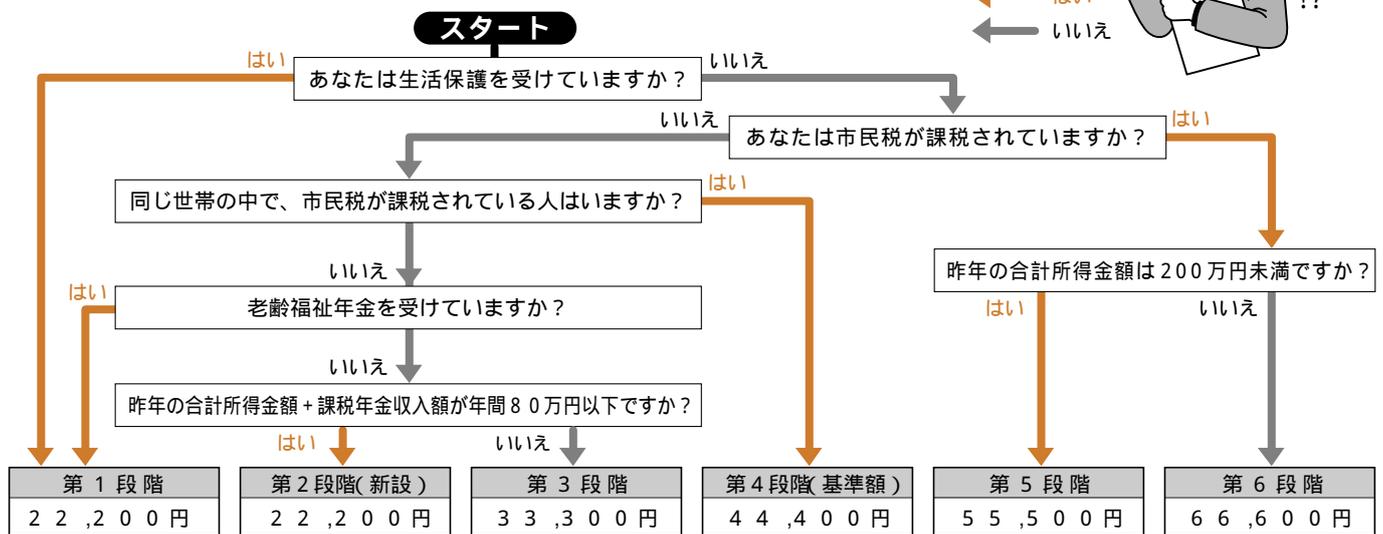
③ 年度途中で所得段階が変更になったとき

修正申告等による所得の変更で所得段階が上がった人は、特別徴収は継続され、保険料の増額分が普通徴収になります。所得段階が下がった人は特別徴収は中止され、全額が普通徴収になります。

あなたの保険料はいくら？

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、基準額をもとに、所得に応じた負担となるよう6段階の保険料に分かれています(収入の少ない世帯への負担を軽減するため、平成17年度までの第2段階を2分化しています)。

自分がどの段階に当てはまるか、下のフローチャートを参考にしてください。



問い合わせ 税務課 62-1114

相談窓口・内容	相談先・電話番号
被害者支援センターかがわ	☎087(823)1733 (月～金 13:00～16:00)
性犯罪被害専用相談電話	☎087(831)9110 (月～金 8:30～17:00) ※時間外は留守番電話・FAX対応
少年相談電話	・少年サポートセンター ☎087(837)4970 (月～金 9:00～17:00) E-mail: k.p.syonen@pref.kagawa.lg.jp ・中讃少年サポートセンター ☎0877(33)3015
悪質商法、スーカ・等の迷惑行為で困っているとき	各警察署の警察安全相談窓口 ・観音寺警察署 ☎25-0110 ・高瀬警察署 ☎72-0110
暴力団のことで困っているとき	・組織犯罪対策課 ☎087(831)8930 ・暴追センター ☎087(837)8889
どこに相談したらよいか分からないとき	警察相談110番 ☎087(831)0110 または☎局番なし#9110

ひとまず、迷わず、お電話を!

犯罪の被害にあわれた方の多くが、犯罪の直接的な被害に加え、心を受けた傷で苦しんでいます。香川県警察では、そうした被害者の方の支援に全力をあげるとともに、被害者の方のつらく苦しい立場への理解を広く呼びかけています。

また、警察では左記のとおりさまざまな相談にも応じています。一人で悩まずにご相談ください。

